

平成20年12月24日

独立行政法人評価年報(平成19年度版)の発行

- 本年報は、独立行政法人に関する国民の理解の向上を図るため、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、独立行政法人の運営に関する基礎的な情報や、平成19年度に実施された業務実績評価の結果等について簡潔に整理し、公表するものです。
- 平成19年度版においては、独立行政法人の業務実績評価の結果等について、より読みやすさや分かりやすさに配慮した編集を行っています（p 7「参考」を参照）。

● 構成

第1部 独立行政法人の状況

- 法人数の推移
- 役職員の状況（役職員数の推移等）
- 財務・会計の状況（予算の推移等）

第2部 独立行政法人評価の状況

- 評価制度の概要
- 平成19年度における業務実績評価の状況
- 平成19年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

※ なお、本年報につきましては、下記URLに掲載しております。

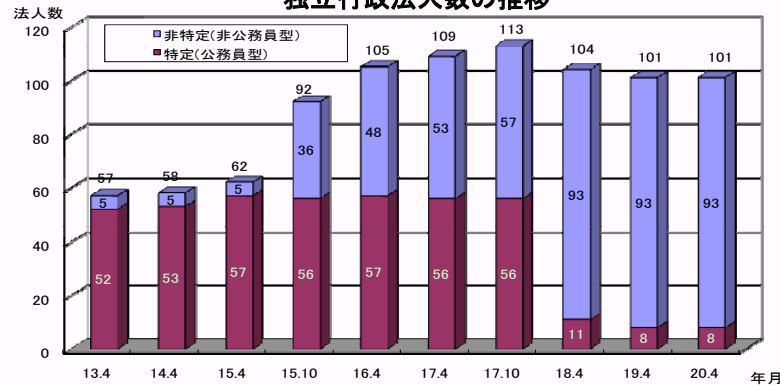
- http://www.soumu.go.jp/hyouka/dokuritu_n/dokuhou_nenpou.html

第1部 独立行政法人の状況

1 独立行政法人数の推移

平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、20年4月現在、101法人。うち、役職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、19年度と同じ8法人。

独立行政法人数の推移

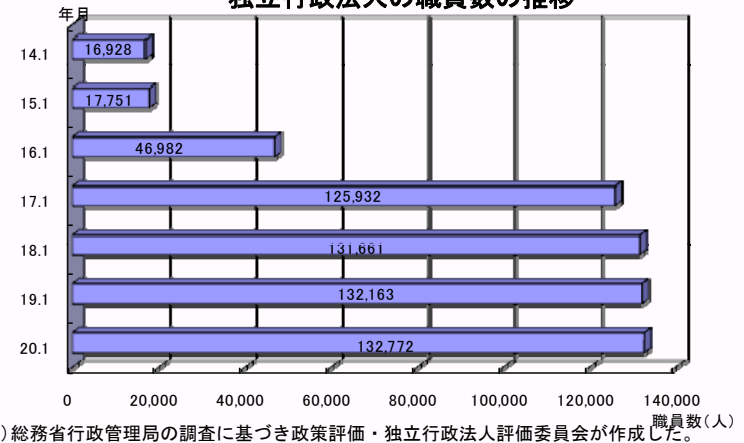


(注) 1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 「特定」は特定独立行政法人を、「非特定」は特定独立行政法人以外の法人を示す。

2 独立行政法人の役職員の状況

① 平成20年1月1日現在の常勤職員数は132,772人。19年1月1日と比較すると、609人増加。

独立行政法人の職員数の推移

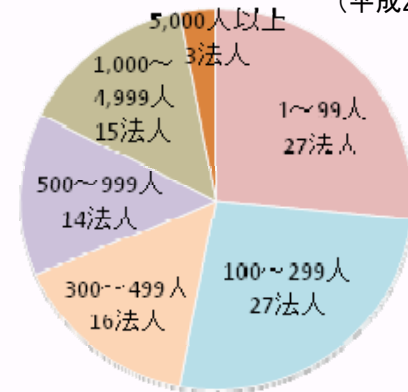


(注) 総務省行政管理局の調査に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

② 職員数300人未満の法人が全体の52.9% (54法人)

職員規模別の独立行政法人の状況

(平成20年1月1日現在)



(注) 総務省行政管理局の調査に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

③ 各法人の常勤職員の給与水準について、平成19年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が107.3、研究職員が101.3、病院医師が116.3、病院看護師が95.9。

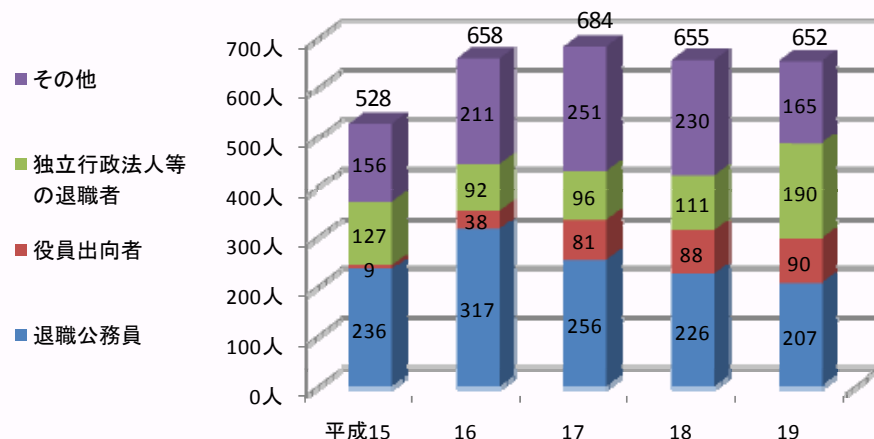
職員の給与水準

	対象法人数	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平成19年度年間平均給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)	対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)
事務・技術職員	103	35,275	43.3	7,342	107.3	105.5
研究職員	42	9,286	44.8	9,097	101.3	106
病院医師	4	4,608	46.1	13,070	116.3	109
病院看護師	4	27,775	37.8	5,131	95.9	94.3

(注) 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成19年度)」(平成20年7月24日総務省行政管理局取りまとめ)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

- ④ 平成19年度の役員数は独立行政法人全体で652人。そのうち退職公務員は207人（31.7%）、18年度の226人（34.5%）から19人（2.8%）減少。

役員に就いている退職公務員等の状況（平成19年10月1日現在）
（単位：人）



（注）1 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について」（行政改革本部事務局、内閣官房及び総務省取りまとめ）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「独立行政法人等の退職者」は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象となる法人の退職者である。なお、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。

3 「退職公務員」は、本省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本省課長・企画官相当職以上で退職した者（①国立大学・国立高等専門学校等の学長その他の教官等②退職後10年以上民間会社等の役員経験のある者③退職後5年以上当該法人等の職員経験のある者及び役員出向者を除く。）である。

なお、施設等機関等から独立行政法人への組織変更により施設等機関等の職員からそのまま独立行政法人の役員に就いた者は、平成15年度までは「独立行政法人等の退職者」としていたが、平成16年度から「退職公務員」としている。

- ⑤ 平成19年度の各法人の常勤役員の報酬（平均）は、法人の長が1,839万円、理事が1,576万円、監事が1,374万円。

同年度に退職手当の支給を受けた常勤役員は、法人の長が15人、理事が52人、監事が21人の計88人。その支給総額は、法人の長が7,995万円、理事が2億1,376万円、監事が5,271万円。

常勤役員の報酬の支給状況（平成19年度）

	法人の長	理 事	監 事
常勤役員の年間報酬（平均）	1,839万円	1,576万円	1,374万円

常勤役員の退職手当の支給状況（平成19年度）

	法人の長	理 事	監 事
退職常勤役員の人数	15人	52人	21人
退職手当（確定額）の支給総額	7,995万円	21,376万円	5,271万円

（注）1 「独立行政法人の役員員の給与水準（平成19年度）」（平成20年7月24日総務省行政管理局取りまとめ）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

- ⑥ 総人件費改革に伴い、人件費の削減を行う83法人で83億円、人員の削減を行う17法人で1,094人の削減。

人件費の削減を行う独立行政法人の状況

法人数	基準となる金額	平成19年度 実績	進捗状況（基準に対する増▲減）		
	平成17年度		金額	増▲減比	増▲減比 （補正值）
83	（億円） 8,383	（億円） 8,300	（億円） ▲83	（%） ▲1.0	（%） ▲1.7

（注）1 「独立行政法人の役員員の給与水準（平成19年度）」（平成20年7月24日総務省行政管理局取りまとめ）による。

2 増▲減比（補正值）とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。

人員の削減を行う独立行政法人の状況

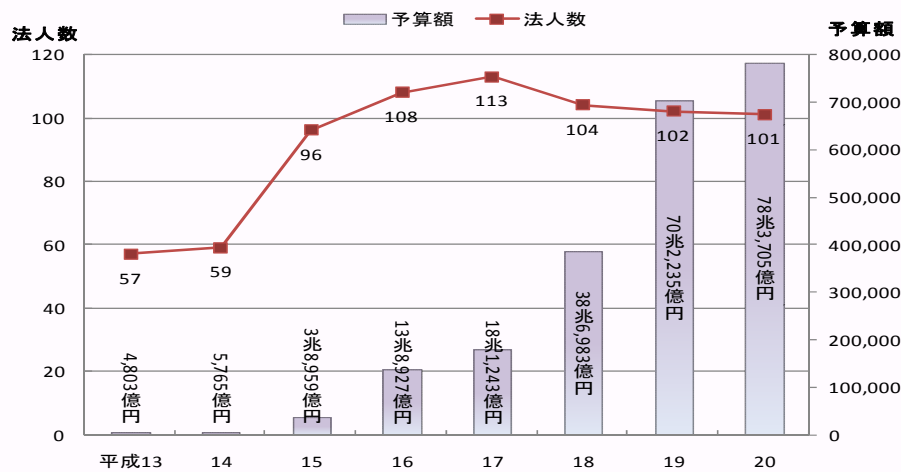
法人数	基準となる人数	平成19年度 実績	進捗状況（基準に対する増▲減）	
	平成17年度		人数	増▲減比
17	（人） 17,444	（人） 16,350	（人） ▲1,094	（%） ▲6.3

（注）「独立行政法人の役員員の給与水準（平成19年度）」（平成20年7月24日総務省行政管理局取りまとめ）による。

3 独立行政法人の財務・会計

- ① 予算総額は、独立行政法人全体で78兆3,705億円（平成20年度）。19年度と比較すると8兆1,470億円増加。

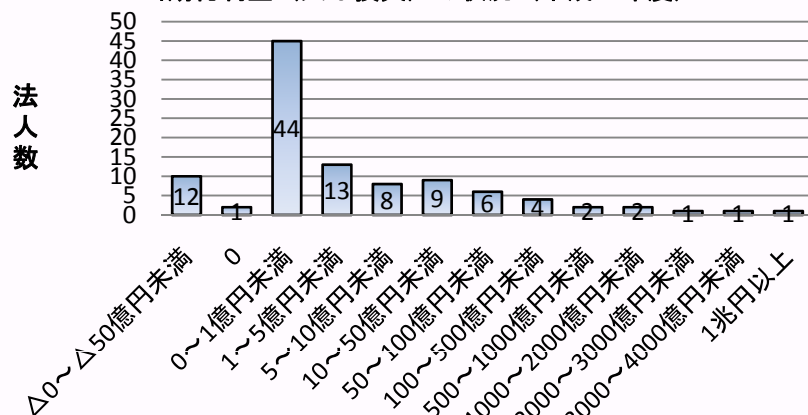
独立行政法人の予算の推移（総額）



(注) 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

- ③ 平成18年度は損益計算書において91法人が利益を計上、1法人が損益ゼロ、さらに12法人が損失を計上。

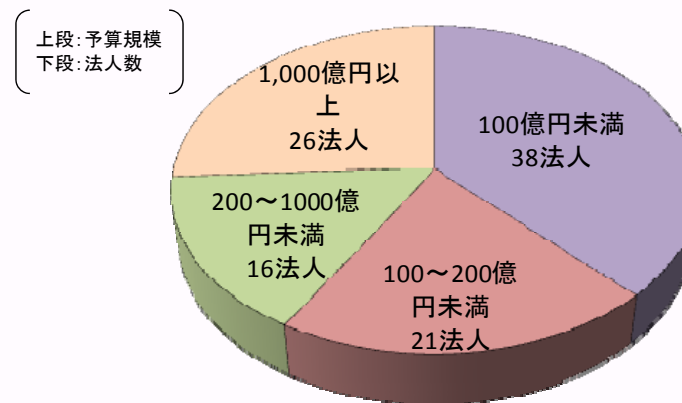
当期総利益（又は損失）の状況（平成18年度）



(注) 各独立行政法人の損益計算書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

- ② 予算規模100億円未満の法人が全体の37.6%（38法人）

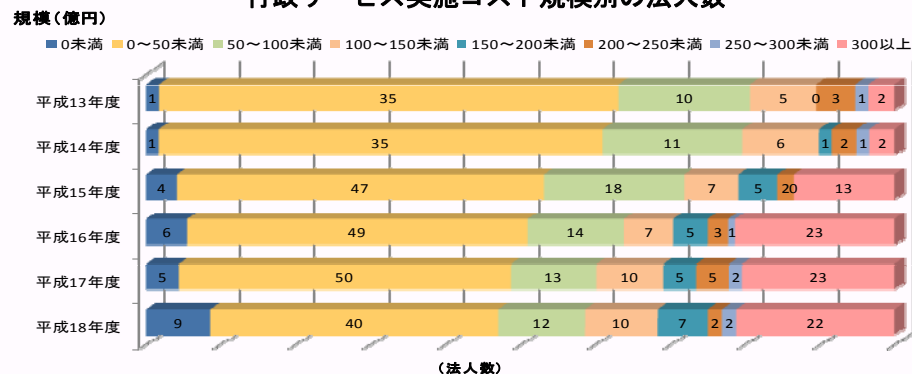
予算規模別の独立行政法人の状況（平成20年度）



(注) 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

- ④ 行政サービス実施コストが0億円以上50億円未満の法人数が最も多く、平成18年度においては40法人。

行政サービス実施コスト規模別の法人数



(注) 1. 各独立行政法人の行政サービス実施コスト計算書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2. 行政サービス実施コストは、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストをいう。

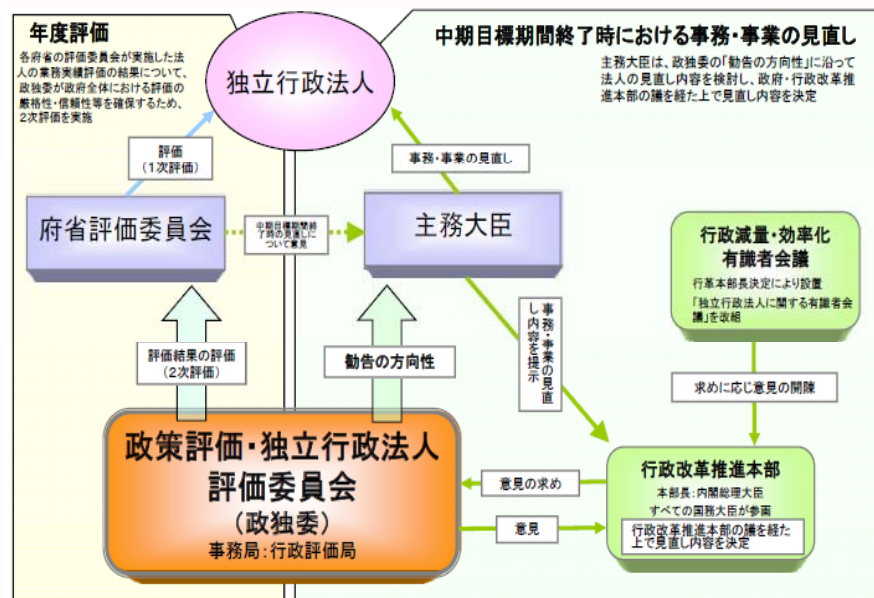
第2部 独立行政法人評価の状況

1 評価制度等の概要等

① 評価制度等の概要

独立行政法人の業務実績については、毎年度及び中期目標期間終了時に第三者機関による評価が行われるとともに、中期目標期間終了時にはさらに法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

業務実績評価及び中期目標期間終了時の見直しのスキーム



③ 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成

政策評価・独立行政法人評価委員会は委員長及び6人の委員で構成され、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれている。

このうち、独立行政法人評価分科会は独立行政法人等の評価に関する事項を担っており、平成20年3月現在、委員長、委員3人（うち分科会長1人）及び臨時委員22人で構成されている。

② 府省評価委員会等の構成

平成20年4月現在、11府省に府省評価委員会が、また、法務省に日本司法支援センター評価委員会、さらに、文部科学省に国立大学法人評価委員会が設置。

府省評価委員会等の構成

（平成20年4月1日現在）

名称	委員数				対象法人数	分科会、委員会に置かれる部会
	委 員	臨時 委員	専門 委員	計		
内閣府 独立行政法人 評価委員会	14	-	-	14	4	国立公文書館分科会、国民生活センター分科会、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会、北方領土問題対策協会分科会
総務省 独立行政法人 評価委員会	15	-	35	50	5	平和祈念事業特別基金分科会、情報通信・宇宙開発分科会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会、統計センター分科会
外務省 独立行政法人 評価委員会	15	-	-	15	2	国際交流基金分科会、国際協力機構分科会
財務省 独立行政法人 評価委員会	20	32	-	52	11	農林漁業信用基金分科会、住宅金融支援機構分科会、通関情報処理センター分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会、酒類総合研究所分科会、情報通信研究機構部会、中小企業基盤整備機構部会、奄美群島振興開発基金部会、農業・食品産業技術総合研究機構部会
文部科学省 独立行政法人 評価委員会	26	-	-	26	27	初等中等教育分科会、高等教育分科会、社会教育分科会、スポーツ・青少年分科会、科学技術・学術分科会、文化分科会
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	29	-	-	29	16	調査研究部会、国立病院部会、労働部会、医療・福祉部会、水資源部会、年金部会
農林水産省 独立行政法人 評価委員会	27	-	36	63	17	農業分科会、農業技術分科会、林野分科会、水産分科会
経済産業省 独立行政法人 評価委員会	21	1	-	22	13	経済産業研究所分科会、工業所有権情報・研修館分科会、通商・貿易分科会、産業技術分科会、技術基盤分科会、情報処理推進機構分科会、資源分科会、中小企業基盤整備機構分科会
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	28	68	-	96	21	土木研究所分科会、建築研究所分科会、交通関係研究所分科会、港湾空港技術研究所分科会、教育機関分科会、自動車検査分科会、水資源機構分科会、鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会、国際観光振興機構分科会、自動車事故対策機構分科会、空港周辺整備機構分科会、海上災害防止センター分科会、都市再生機構分科会、奄美群島振興開発基金分科会、日本高速道路保有・債務返済機構分科会、住宅金融支援機構分科会
環境省 独立行政法人 評価委員会	7	8	-	15	2	国立環境研究所部会、環境再生保全機構部会
防衛省 独立行政法人 評価委員会	5	-	-	5	1	
日本司法支援 センター 評価委員会	10	-	-	10	1	
国立大学法人 評価委員会	18	3	-	21	90	国立大学法人分科会、大学共同利用機関法人分科会

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会の調査による。

2 平成19年度における業務実績評価の状況

① 評価活動等の概要

府省評価委員会では、各法人から平成18年度の業務実績報告書の提出を受け、府省評価委員会で定めたそれぞれの評価基準に基づき審議を行い、評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともにホームページ等において公表した。

これらの評価結果について、政策評価・独立行政法人評価委員会では、各ワーキンググループにおいて集中的に検討し、平成20年1月に府省評価委員会に対し意見を通知した。

② 評価基準等

各府省評価委員会が採用する評価基準等は、中期計画等に記載された各項目に係る評価(「項目別評価」)と、法人の業務全体に係る総合的な評価(「総合評価」)とに区分するものが多い。

また、項目別評価については、数段階に分類した評定を付与するものが多く、総合評価については、段階別の評定を付与するものもあれば記述式により評価結果を記載するものもある。

府省評価委員会の年度評価に係る評価基準等の概要(例)

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
総務省 独立行政法人 評価委員会	個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 AA：中期目標を大幅に上回って達成 A：中期目標を十分達成 B：中期目標を概ね達成 C：中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D：中期目標を下回っており大幅な改善が必要	- 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。 - 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。

(注) 1 府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 府省評価委員会又は法人ごとに評価基準等は異なっている。

3 平成19年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

① 見直しをめぐる状況

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、すべての独立行政法人について原点に立ち返った見直しを行い、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定することとされた。これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについては、平成20年度に中期目標期間が終了する12法人の前倒しを含めて行うこととされた。

② 見直しの取組み等の状況

政策評価・独立行政法人評価委員会では、見直し対象35法人の主要な事務及び事業の改廃について、各ワーキング・グループにおいて集中的に検討し、「独立行政法人整理合理化計画」の策定に向けた政府部内の取組と連携を取りながら見直し作業を進め、19年12月に「勧告の方向性」を各主務大臣に対して指摘した。

同年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」の個別法人の見直しに関する事項のうち、中期目標期間終了時の見直し対象35法人については、「勧告の方向性」における指摘内容が同計画の内容に反映されている。

独立行政法人等の業務実績に関する府省評価委員会による評価の結果と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を、法人ごとに、基本情報を含めて簡潔に記載。

1. 府省評価委員会による評価結果を経年で一覧できるように整理。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の二次評価意見のうち、各法人に係る個別の指摘事項を記載。